

国債の決済期間の短縮に伴う国債証券売買制度等の一部改正について

平成24年1月31日
株式会社東京証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<p>わが国金融・資本市場の競争力強化を図る観点から、証券決済システムの一層の利便性の向上及びリスク管理の強化が求められており、その主要課題の1つとして「国債取引の決済リスク削減」が掲げられています¹。</p> <p>当該課題について、日本証券業協会における実務関係者による検討の結果、国債取引におけるアウトライト取引（買戻しや売戻しの条件を伴わない売買取引）の決済期間を短縮し、平成24年4月23日以降に行われる取引から、売買契約締結の日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（T+2）に決済を行うこと等が予定されています²。</p> <p>当取引所では、この動きにあわせて、現在、売買契約締結の日から起算して原則4日目の日（T+3）に決済を行うとしている当取引所の国債証券に係る普通取引について、売買契約締結の日から起算して原則3日目の日に決済を行うことに変更することとします。</p> <p>このほか、日本証券業協会の「外国証券の取引等に関する検討部会」における検討結果³を受けて、外国証券取引口座の設定時における顧客からの申込書の受入れについて、それ以外の方法も認めることとするなど、所要の改正を行うこととします。</p>	<p>・現行は、売買契約締結の日から起算して4日目の日（T+3）に決済が行われています。</p>

¹ 金融庁「金融・資本市場競争力強化プラン」（19年12月21日）及び「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月21日）を参照

² 日本証券業協会「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」における議論を参照
(http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/kessai/jgb_kentou/index.html)

³ 日本証券業協会「外国証券の取引等に関する検討部会」における議論を参照
(<http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/gaikokusyoken.html>)

<p>Ⅱ. 概要</p> <p>1. 普通取引の決済日の見直し</p> <p>2. 上場廃止日の見直し</p> <p>3. その他</p> <p>Ⅲ. 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国債証券の普通取引について、売買契約締結の日から起算して3日目の日に決済を行うこととします。 • 売買契約締結の日から起算して3日目の日が、利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）のいずれかの日に当たる場合には、利払期日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に決済を行うものとします。 • 国債証券に係る上場廃止日は、最終償還期日から起算して6日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日とします。 • 取引参加者が顧客の外国証券取引口座を設定しようとするときに、顧客から受ける外国証券取引口座に関する約款に基づく口座の設定の申込みの方法に関し、申込書の受入れ以外の方法についても認めることとします。 • 制度改正の実施日は、平成24年4月23日とします。 • ただし、Ⅱ. 3. に係る制度改正は、平成24年4月9日から実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現行は、売買契約締結の日から起算して4日目の日に決済を行っています。 • 現行は、売買契約締結の日から起算して4日目の日が利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）のいずれかに当たる場合には、利払期日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に決済を行うこととしています。 • なお、国債先物取引の受渡決済に係る日程は変更いたしません（取引最終日及び受渡決済期日ともに現行どおり）。 • 現行は、上場廃止日は最終償還期日から起算して7日前の日としています。 • 申込書の受入れ以外の方法は、外国証券取引口座約款に基づく口座の設定を申し込む旨の顧客の意思が確認できるもので、取引参加者が定める方法とします。 • 国債の決済期間については、平成24年4月23日以後の売買分について、決済期日を変更します。
--	---	---

以上